

生産性向上設備投資促進税制について

1. 生産性向上設備投資促進税制についての概要

日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的とした「産業競争力強化法」が平成26年1月20日に施行されました。それに伴い、経済産業省より「生産性向上設備投資促進税制」が開設されました。

内容は次のとおりです。

(1) 目的

事業者(設備設置者、設備ユーザ)が事業の生産性の向上を図るために設備投資を行う場合は、当該事業者に対し、減税措置を行う。

(2) 期間及び減税措置

①期間：平成26年1月20日～平成28年3月31日

減税措置：設備投資額に対して即時償却または税額控除5%の選択制

②期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

減税措置：設備投資額に対して50%特別償却または税額控除4%の選択制

ただし、①及び②の場合いづれも税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限

2. 内発協の対応

(1) 生産性向上証明団体

一般社団法人日本内燃力発電設備協会(以下「内発協」という。)は、「先端設備」である「電気事業用設備」の「内燃力またはガスタービン発電設備」(分類：建物付属設備)について生産性向上の証明発行団体として経済産業省に登録している。

(2) 生産性向上の判断指標

内発協の生産性向上の判断指標は「発電設備のエネルギー効率について新モデルが旧モデルに対して発電効率または総合効率が年平均1%/年以上向上している。」こととする。この場合新モデルと旧モデルのチェンジは14年以内であることが条件である。

(3) 内発協が生産性向上の証明を行う対象設備

常用及び常用防災兼用発電設備認証品とする。これらの認証品について生産性向上における発電効率向上または総合効率向上の証明の依頼があった場合は「生産性効率向上証明書」を発行する。

なお、内発協認証品以外のコージェネレーションパッケージについての生産性効率向上の証明は「(一財)コージェネレーション高度利用センター」等が実施する予定である。

(4) 生産性効率向上証明書発行申請

事業者が投資対象設備の認証取得者経由で内発協に「生産性効率向上証明書」発行の依頼があった場合、当該認証取得者は、「生産性効率向上証明書発行申請書」に所定の必要資料を添付して証明手数料(内発協の定めた金額5,000円〔税別〕)を納付し申請する。

